



舞 総 総 第 220 号

令 和 4 年 3 月 8 日

舞鶴市議会議長

山 本 治 兵 衛 様

舞鶴市長 多々見 良 三

議案等の一部訂正について

令和4年2月24日に提出いたしました議案(第10号議案 舞鶴市吏員退隠料其他給与金条例の一部を改正する条例制定について及び第17号議案 舞鶴市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定について)及び議案資料(条例の改正に伴う旧・新対照表)につきまして、別紙のとおりその一部を訂正したいので、よろしくお取り計らいください。

箇所	内容	
第 10 号 議案「舞 鶴市吏員 退職料其 他給与金 条例の一 部を改正 する条例 制定につ いて」 1 ページ	正	<p style="text-align: center;">附 則</p> 1 (略) (経過措置) 2 この条例の施行の際現に担保に供されている退職料、通算退職年金又は遺族扶助料を受ける権利は、この条例の施行の日(次項において「施行日」という。)以後も、なお従前の例により担保に供することができる。 3 年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律(令和 2 年法律第 40 号)附則第 70 条第 1 項に規定する申込みに係る退職料、通算退職年金又は遺族扶助料を受ける権利は、施行日以後も、なお従前の例により担保に供することができる。
	誤	<p style="text-align: center;">附 則</p> 1 (略) (経過措置) 2 この条例の施行の際現に担保に供されている退職料、通算退職年金又は遺族扶助料を受ける権利は、この条例の施行の日以後も、なお従前の例により担保に供することができる。
第 17 号 議案「舞 鶴市消防 団員等公 務災害補 償条例の 一部を改 正する条 例制定に ついて」 11 ペー ジ	正	<p style="text-align: center;">附 則</p> 1 (略) (経過措置) 2 この条例の施行の際現に担保に供されている傷病補償年金又は年金である障害補償若しくは遺族補償を受ける権利は、この条例の施行の日(次項において「施行日」という。)以後も、なお従前の例により担保に供することができる。 3 年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律(令和 2 年法律第 40 号)附則第 70 条第 1 項及び第 71 条第 1 項に規定する申込みに係る傷病補償年金又は年金である障害補償若しくは遺族補償を受ける権利は、施行日以後も、なお従前の例により担保に供することができる。
	誤	<p style="text-align: center;">附 則</p> 1 (略) (経過措置) 2 この条例の施行の際現に担保に供されている傷病補償年金又は年金である障害補償若しくは遺族補償を受ける権利は、この条例の施行の日以後も、なお従前の例により担保に供することができる。

箇所	内容	
条例の改正に伴う旧・新対照表 1 ページ 舞鶴市吏員退隠料 其他給与金条例旧新対照表 「新」の欄	正	改正附則 1 (略) (経過措置) 2 この条例の施行の際現に担保に供されている退隠料、通算退職年金又は遺族扶助料を受ける権利は、この条例の施行の日(次項において「施行日」という。)以後も、なお従前の例により担保に供することができる。 3 年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律(令和 2 年法律第 40 号)附則第 70 条第 1 項に規定する申込みに係る退隠料、通算退職年金又は遺族扶助料を受ける権利は、施行日以後も、なお従前の例により担保に供することができる。
	誤	改正附則 1 (略) (経過措置) 2 この条例の施行の際現に担保に供されている退隠料、通算退職年金又は遺族扶助料を受ける権利は、この条例の施行の日以後も、なお従前の例により担保に供することができる。
条例の改正に伴う旧・新対照表 16 ページ 舞鶴市消防団員等公務災害補償条例 旧新対照表 「新」の欄	正	改正附則 1 (略) (経過措置) 2 この条例の施行の際現に担保に供されている傷病補償年金又は年金である障害補償若しくは遺族補償を受ける権利は、この条例の施行の日(次項において「施行日」という。)以後も、なお従前の例により担保に供することができる。 3 年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律(令和 2 年法律第 40 号)附則第 70 条第 1 項及び第 71 条第 1 項に規定する申込みに係る傷病補償年金又は年金である障害補償若しくは遺族補償を受ける権利は、施行日以後も、なお従前の例により担保に供することができる。
	誤	改正附則 1 (略) (経過措置) 2 この条例の施行の際現に担保に供されている傷病補償年金又は年金である障害補償若しくは遺族補償を受ける権利は、この条例の施行の日以後も、なお従前の例により担保に供することができる。

